

奄美市 遠方の分娩に係る支援助成金事業

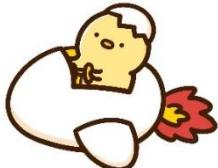
奄美市は、遠方で出産する必要のある妊婦に対し出産にかかる交通費及び宿泊費の一部を助成します。



対象者 (奄美市に住民票があり以下のいずれかに該当する方)

- 1) 自宅（または里帰り先）から最寄りの分娩施設まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦
- 2) 医学上の理由により、当該妊婦に必要な医療が提供できる体制が整っている島外の周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦
※かかりつけ産婦人科医師により証明書が必要です（通常の里帰り出産は対象外）。

補助内容



【交通費】1往復分 ※妊婦本人に限る

飛行機・船：離島割引額の 8 割を助成（2 割は自己負担）

タクシー・バス：実費額の 8 割を助成（2 割は自己負担）

その他の移動：市の規定に準じて算出した交通費の額（実費を上限）の 8 割を助成

【宿泊費】出産前上限 14 泊分 ※妊婦本人に限る

宿泊実費額（市の規定に定める上限 9,800 円）から 2,000 円/日を差し引いた額

申請のながれ

事前に助成の該當にあたるかお問合せください。

緊急による入院や島外での出産となられた場合は、出産後の確認・申請も可能です。

該当する場合は出産後 1 年以内に必要書類をそろえ、健康増進課へ提出してください。

申請書類の確認後に助成決定を行い、助成金額等を文書にて通知します。

<申請に必要なもの>

- ・「遠方の分娩に係る支援助成金」申請書
- ・請求書
- ・かかりつけ産婦人科医師による証明書
- ・交通費領収書（利用日がわかるもの）
- ・宿泊費領収書（宿泊者氏名、利用日がわかるもの）
- ・申請者の印鑑（妊婦または配偶者）
- ・妊婦本人の銀行口座がわかるもの（通帳など）
- ・母子手帳（出産日がわかるもの）



お問合せ先

奄美市役所 健康増進課

52-1119

住用総合支所 市民福祉課

69-2111

笠利総合支所 いきいき健康課

63-2299